

年金を受けながら現役を継続し、厚生年金に加入している人は、給与や賞与の額によっては、年金の額が減額されたり、全額支給停止されたりします。この仕組みを「在職老齢年金」といいます。国は年金の財源が苦しいため、会社に対して 65 歳までの継続雇用を求めるとともに、給与を受けている人には、給与と年金の合計で生活することを求めています。では、どのくらいの給与や賞与が支払われると、年金が支給停止されるかという、下記の式で計算されています。

65 歳未満の人の場合、原則、

「給与」1ヶ月分 + 「賞与」1ヶ月分 + 「年金」1ヶ月分 の合計額が 28 万円より多いかどうか

28 万円より多い場合は、年金が一部または全額支給停止されます。支給停止される額は、上記計算式の合計額と 28 万円の差額の半分です。例えば、1ヶ月分の給与が 20 万円、同じく賞与が 6 万円、同じく年金が 8 万円とすると、20 万円+6 万円+8 万円=34 万円となり、34 万円と 28 万円の差額は 6 万円、その半分の 3 万円が支給停止となります。計算の結果、支給停止される額がもとの年金 1ヶ月分の額より多ければ、全額支給停止というわけです。

この計算で注意する点は、計算に使う「給与」と「賞与」の意味です。この計算に使う「給与」は、毎月の給与額そのままではなく、社会保険料を計算する際に使う「標準報酬月額」のことです。「標準報酬月額」とは、保険料の計算を簡素化するために、ある一定の範囲内の金額は、全て同じ金額とみなすものです。例えば、月額 195,000 円以上 210,000 円未満の範囲の人は一律 200,000 円とみなすというように、あらかじめその額が決められています。

次に、この計算で使う「賞与」についてですが、ここが**一番のポイント**です。この在職老齢年金の計算は、毎月行われ、支給停止の有無や支給停止額が決まります。では、この計算での「賞与」というのは、いつの分のものかという、その計算月から遡って過去 1 年間に支払われた賞与の合計額を 12 (ヶ月) で割った額のことです。つまり、60 歳時点で計算に使われる「賞与」は、59 歳の 1 年間に支払われた賞与をもとにしているのです。そのため、60 歳以降に年金の支給停止を避けるために「給与」や「賞与」を下げたとしても、59 歳の賞与が高ければ、年金が減額される可能性が高いのです。

そこで、60 歳の在職老齢年金への対抗策として、**59 歳の 1 年間は賞与を支給しない**のはどうでしょう。支給しない分の賞与は退職金に回せばよいのです。そうすれば、賞与分の社会保険料の削減ができ、60 歳以降の年金手取額も増加する可能性があり、退職金であれば税金面でも給与所得の場合より優遇されていますので、一石三鳥です。なお、就業規則や退職金規程の一部変更が必要となります。